

行政手続の合理化のための環境省関係法令の一部を改正する省令案（仮称）の概要

1. 改正の背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
- これを踏まえ、今般、環境省関係省令の様式等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、関連省令について所要の規定の整備を行う。
※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の概要

- 環境省所管法令中別添の改正対象法令欄に記載した法令のうち、改正対象条項欄に記載された条項について、押印を求める規定を削除するとともに、当該規定の削除に伴う所要の規定の整備を行う。
- また、別添中「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制拘留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和34年厚生省令第13号）」については、同規則別記様式第1の押印の規定の削除に加えて、同規則第3条による許可申請書の提出方法として光ディスクによる手続等を規定している同規則第8条及び第9条並びに別記様式第2（第8条関係）を削除する。
- 改正省令の施行の際、施行後においても、当分の間は旧別紙様式を取り繕い使用できるよう、経過措置を設ける。

3. 今後の予定

令和2年中に改正省令を公布・施行の予定。

(別添)

改正対象法令	法令番号	改正対象条項
国立公園集団施設地区等管理規則	昭和 28 年厚生省令第 49 号	別記様式第一から別記様式第四まで
国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則	昭和 34 年厚生省令第 13 号	第 8 条、第 9 条、別記様式第 1、別記様式第 2
建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則	昭和 37 年建設省令第 22 号	別記様式第 1、別記様式第 3、別記様式第 4
水質汚濁防止法施行規則	昭和 46 年総理府、通商産業省令第 2 号	様式第 1、様式第 2 の 2、様式第 5 から様式第 7 まで、様式第 10、様式第 10 の 2
騒音規制法施行規則	昭和 46 年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第 1 号	様式第 1 から様式第 4 まで、様式第 6 から様式第 10 まで
大気汚染防止法施行規則	昭和 46 年厚生省、通商産業省令第 1 号	様式第 1、様式第 2 の 2、様式第 3、様式第 3 の 2、様式第 3 の 4、様式第 3 の 5、様式第 4 から様式第 6 の 2 まで
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	昭和 46 年厚生省令第 35 号	様式第二号の十五、様式第五号の二から様式第五号の五まで、様式第五号の七、様式第六号の二
悪臭防止法施行規則	昭和 47 年総理府令第 39 号	様式第 2 号から様式第 5 号まで、様式第 7 号、様式第 9 号、様式第 11 号、様式第 12 号
瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則	昭和 48 年総理府令第 61 号	様式第 1、様式第 2、様式第 5、様式第 7 から様式第 9 まで
公害健康被害の補償等に関する法律施行規則	昭和 49 年総理府令第 60 号	第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項及び第 44 条第 1 項
自然環境保全法施行規則	昭和 48 年総理府令第 62 号	第 14 条
公害健康被害の補償等に関する法律施行規程	昭和 49 年総理府、通商産業省令第 4 号	様式第 1 号、様式第 2 号
公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令	昭和 49 年総理府令第 64 号	様式第一号、様式第三号及び様式第五号
振動規制法施行規則	昭和 51 年総理府令第 58 号	様式第 1 から様式第 4 まで、様式第 6 から様式第 10 まで
環境省関係浄化槽法施行規則	昭和 59 年厚生省令第 17 号	様式第一号、様式第一号の二、様式第一号の三、様式第二号、様式第四号、様式第六号、様式第七号

湖沼水質保全特別措置法施行規則	昭和 60 年総理府令第 7 号	様式第 1 から様式第 6 の 2 ま で
スパイクタイヤ粉じんの発生 の防止に関する法律施行規則	平成 3 年総理府令第 6 号	別記様式
自動車から排出される窒素酸 化物及び粒子状物質の特定地 域における総量の削減等に関 する特別措置法施行規則	平成 4 年総理府令第 53 号	様式第一から様式第八まで
絶滅のおそれのある野生動植 物の種の保存に関する法律施 行規則	平成 5 年総理府令第 9 号	第 21 条第 10 項
特定水道利水障害の防止のた めの水道水源水域の水質の保 全に関する特別措置法施行規 則	平成 6 年総理府令第 25 号	様式第 2 から様式第 6 まで、 様式第 8 から様式第 10 の 2 ま で
ダイオキシン類対策特別措置 法施行規則	平成 11 年総理府令第 67 号	様式第 1、様式第 3 から様式 第 7 まで
環境省聴聞手続規則	平成 12 年総理府令第 101 号	第 11 条第 1 項及び第 3 項
土壤汚染対策法に基づく指定 調査機関及び指定支援法人に 関する省令	平成 14 年環境省令第 23 号	様式第一、様式第二、様式第 四から様式第十一まで
鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律施行 規則	平成 14 年環境省令第 28 号	第 79 条第 11 項
土壤汚染対策法施行規則	平成 14 年環境省令第 29 号	様式第一から様式第二十ま で、様式第二十四から様式第 二十八まで、様式第三十
環境省関係科学技術・イノベ ーション創出の活性化に関す る法律施行規則	平成 20 年環境省令第 15 号	様式第 1 から様式第 8 まで
汚染土壌処理業に関する省令	平成 21 年環境省令第 10 号	様式第一から様式第八まで、 様式第十
大気汚染防止法の一部を改正 する法律の施行に伴う環境省 関係省令の整備に関する省令	令和 2 年環境省令第 25 号	第 1 条中大気汚染防止法施行 規則（昭和 46 年厚生省・通商 産業省令第 1 号）様式第 1、 様式第 2 の 2、様式第 3、様 式第 3 の 4、様式第 3 の 5、 様式第 4、様式第 5 及び様式 第 6 の改正規定、第 2 条中大 気汚染防止法施行規則様式第 3 の 3 の次に様式第 3 の 4 を 加える改正規定、同規則様式 第 3 の 4 及び様式第 3 の 5 の 改正規定並びに第 3 条中大気 汚染防止法施行規則様式第 3 の 4 の改正規定